

坂戸市空き家等対策協議会委員  
応募要領

坂戸市都市整備部 住宅政策課

# 坂戸市空き家等対策協議会委員応募要領

坂戸市では、市民の立場からの意見を空き家対策に反映させることで、より良い空き家対策を進めることを目的に坂戸市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員の一部を募集します。

協議会は、坂戸市空き家等の適正管理に関する条例に基づき設置されており、市が行う空き家対策の施策に関することなどを、協議することとされています。

今回は、委員定数9名のうち公募による委員2名を以下のとおり募集するものです。

## 1 応募資格

(1) 空き家対策の推進に関心のある方で、次のいずれかに該当し、公募委員に選任される日において、本市の他の附属機関等の委員となっていない方とします。

ア 本市に引き続き1年以上住所を有する18歳以上の方（外国人を含む。）

イ 本市に在勤し又は在学する18歳以上の方

(2) 政党役員又は政党職員は、応募することができません。

(3) 委員の在任期間は、連続3期を超えないものとします。

## 2 募集人員

2名

## 3 応募方法

添付の公募申込書に必要事項を記入し、坂戸市役所住宅政策課へ提出してください。郵便、FAX、Eメールまたは電子申請でも応募できます。

※公募申込書の裏面にご自身の考えを御記入ください。

住 所 〒350-0292

坂戸市千代田1-1-1 坂戸市市役所 住宅政策課 行

電 話 049-283-1331内線542

F A X 049-283-1685

Eメール [sakado65@city.sakado.lg.jp](mailto:sakado65@city.sakado.lg.jp)

電子申請 右記二次元バーコードからアクセスできます。

※電子申請は入力開始から、およそ60分で  
タイムアウトしますので、事前に入力内容を  
確認していただいてから入力をお願いします。



#### 4 応募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで

#### 5 選考方法

坂戸市附属機関等委員公募選考委員会で審査の上、決定します。

#### 6 選考結果

選考結果については、全ての応募者に書面で通知します。

#### 7 その他

- (1) 公募申込書は委員選考の審査のみに利用するものとし、他の目的での利用及び公表は行いません。ただし、委員に決定されることとなる方の氏名は、公表するものとします。
- (2) 市のホームページから応募要領、公募申込書をダウンロードすることができます。
- (3) 御不明な点は、以下にお問い合わせください。

問合せ先（提出先）

坂戸市都市整備部住宅政策課住宅政策係

住 所 〒350-0292

坂戸市千代田一丁目1番1号

電 話 049-283-1331内線542

F A X 049-283-1685

Eメール sakado65@city.sakado.lg.jp

## 【参 考】

### 1 協議会委員の構成

- (1) 坂戸市長
- (2) 城西大学教員 1名
- (3) 弁護士 1名
- (4) 司法書士 1名
- (5) 坂戸市区長会から選出 1名
- (6) 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部から選出 1名
- (7) 公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部県央東支部から選出 1名
- (8) 公募に応じた市民 2名

### 2 協議会の事務

坂戸市空家等対策計画の作成、変更及び実施に関することその他空き家等の施策に関することを協議します。

### 3 協議会の運営方法

会長を中心とした合議制で協議を行います。

### 4 協議会の開催予定

年2回程度の開催予定です。

※平日、日中の開催となります。

### 5 委員の任期

委嘱の日から2年間

### 6 委員の報酬等

報 酬（日額）会長5,500円、委員5,000円

費用弁償（日額）1,000円